

令和 7 年度第 20 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：令和 8 年 1 月 20 日
 担当部・課：建設部道路課〔内線 5648〕
 建設部都市計画課〔内線 5622〕

① 件名

道路占用料、公共物使用料及び公園占用使用料の改定について

② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）

【背景】

本市の道路、公共物及び公園に、民間企業等が電柱等の設置やガス管や上下水道管等の埋設を行う場合に発生する占用料等については、市域内の国道に同様の電柱等が設置される場合に発生する道路占用料と整合性を図るため、道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）に定められた国道の道路占用料に準拠してその額を定めている。

令和 7 年 12 月 26 日に道路法施行令の一部が改正され、令和 8 年 4 月 1 日から国道の道路占用料が改定されることから、本市の道路、公共物及び公園の占用料等についても改定する必要が生じている。

【目的】

道路法施行令の一部改正による国道の道路占用料の改定に合わせ、本市の道路占用料、公共物使用料及び公園占用使用料を改定するもの。

③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性

1 道路占用料

【根拠法令】

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）

道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号）

道路法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 444 号）

石巻市道路占用料条例（平成 17 年条例第 264 号）

2 公共物使用料

【根拠法令】

石巻市公共物管理条例（平成 17 年条例第 69 号）

3 公園占用使用料

【根拠法令】

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）

石巻市都市公園条例（平成 17 年条例第 262 号）

【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】

④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）

令和 7 年 12 月 道路法施行令の一部を改正する政令公布（令和 8 年 4 月 1 日施行）

⑤ 主な内容

1 道路占用料

○石巻市道路占用料条例の改正

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の額の改定

- ・定率物件（食事施設、購買施設等）の率の改定

2 公共物使用料

○石巻市公共物管理条例の改正

- ・定額物件（電柱、ガス管、上下水道管等）の額の改定

3 公園占用使用料

○石巻市都市公園条例の改正

- ・定額物件（ガス管、上下水道管等）の額の改定

※一部単価は電気通信事業法の単価を根拠としているため、その額については改定を行わない。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

道路法施行令の改正に合わせて道路、公共物及び公園の占用料等の改定を行うことで、適正な運用が図られる。

【市財政への負担】

改定により令和8年度歳入増見込み額において5, 956千円（11.03%）の増額。

（改定に伴う比較表）

項目	R 8歳入見込み額（円）		比較増減	
	改定後	改定前	金額（円）	率
道路占用料	46,284,569	40,479,405	5,805,164	14.34%
公共物使用料	11,352,787	11,211,020	141,767	1.26%
公園占用使用料	2,320,820	2,311,820	9,000	0.39%
計	59,958,176	54,002,245	5,955,931	11.03%

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内の状況（道路占用料改定）

令和8年4月1日施行予定：宮城県、大崎市、東松島市、女川町

令和9年4月1日施行予定：仙台市

未検討（これから検討する）：登米市

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和8年2月 市議会第1回定例会に石巻市道路占用料条例、石巻市公共物管理条例及び石巻市都市公園条例の一部改正について提案（施行予定年月日：令和8年4月1日）

⑨ その他